

## 神戸大学大学院工学研究科博士課程後期課程における 早期修了に関する内規

### (趣 旨)

**第1条** この内規は、神戸大学大学院工学研究科規則第34条第3項ただし書に定める優れた研究業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程の修了（以下「早期修了」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (推 薦)

**第2条** 指導教員は、早期修了に該当すると認められる者がいるときは、神戸大学大学院工学研究科博士課程後期課程学位論文草稿予備検討に関する内規に基づく課程博士学位論文草稿の予備検討を経て、以下の書類を添え、定められた期日までに早期修了の適用を専攻長に推薦するものとする。

- (1) 推薦書（別紙様式1）
  - (2) 学位論文草稿及びその要旨（別紙様式2）
  - (3) 公表論文及び公表準備中の論文等ただし、投稿中の論文については、学術専門誌掲載決定証明書又は関連書類を添付すること。
  - (4) 履歴書（別紙様式3）
  - (5) 研究業績書〔学会発表経歴を含む。〕（別紙様式4）
  - (6) 早期修了適用資格審査記録（別紙様式5）
  - (7) 研究所・企業等における研究活動を証明する書類、あるいは自薦書（様式は自由）
  - (8) 予備検討結果報告書、論文審査委員候補者名簿
- 2 専攻長は、前項の推薦があった時は、専攻会議の議を経て、研究科長に推薦するものとする。
- 3 前項の推薦に当たっては、構成員の3分2以上が出席し、出席者の3分2以上の賛成を得た場合とする。

### (早期修了審査委員会)

**第3条** 早期修了の適用資格の有無について審査するため、早期修了審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、工学研究科教務委員会委員長、各専攻の教務委員により組織する。
- 3 委員長は、工学研究科教務委員会委員長を充てる。委員会は委員長が招集し、その議長となる。
- 4 委員会は、必要に応じ、指導教員又は被推薦者の学術領域に関係の深い教員等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、早期修了の適用についての資格審査記録（別紙様式5）を作成し、研究科長に提出して、以後の学位審査に関わる審議に付するものとする。

**(最終判定)**

**第4条** 早期修了の適用資格の有無の最終判定は、委員会が行う。

- 2 委員会は、前項の結果を研究科長に報告する。
- 3 委員会は必要に応じ、論文審査に際して、被推薦者の学術領域に関係の深い学内外の研究者を論文審査委員に加えるよう専攻長に要請することができる。
- 4 研究科長は、専攻長に判定の結果を通知するものとする。
- 5 早期修了の適用資格があることの判定については、構成員の3分2以上が出席し、その出席者の3分2以上の賛成を得なければならない。

**(学位審査論文の提出)**

**第5条** 早期修了の適用資格が有ると判定され、かつ研究成果発表会において研究成果が優れていると認められた者は、研究科長に学位論文を提出することができる。

**(雑 則)**

**第6条** この内規に定めるもののほか、早期修了に関して必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この要領は、平成24年2月10日に施行し、平成23年度の入学者から適用する。
- 2 平成23年4月1日に在学する者及び平成23年4月1日以降において在学生の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

**附 則**

この内規は、平成25年4月1日から施行する。